

特 記 仕 様 書

- 1 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約である。
- 2 契約期間は、契約締結の日から令和12年11月30日までとする。
- 3 支払方法については、月払を基本とするが、四半期払、半年払等も認めることとし、発注者と受注者が協議して定める。
- 4 契約年度の翌年度以降に当該契約に関する予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。